

もだま通信

No. 9 2008. 11. 1 発行

特定非営利活動法人
成年後見センターもだま
守山市洲本町55番地
螢の里職員宿舎202号室
TEL・FAX 077(585) 5839



～成年後見とは何か、なぜ必要なのか～



去る10月5日、野洲市まちづくり協働推進センターにて講演会＆シンポジウムを開催しました。小雨の降る中でしたが、定員100名の会場が満席となりました。多数のご参加をいただき本当にありがとうございました。

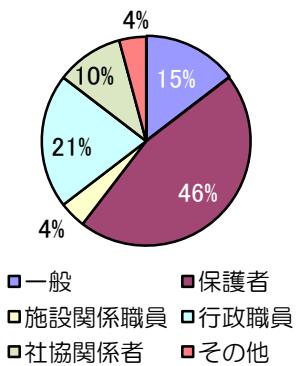
前半の講演会は、滋賀県障害者自立支援協議会事務局長の中島様を講師にお迎えし「西宮市における権利擁護システムづくり」のDVD鑑賞を交え、地域での自立生活、権利擁護を支えるためのシステムづくりの必要性についてご講演いただきました。

後半のシンポジウムでは、シンポジストの滋賀短期大学講師の佐藤伸隆様より成年後見制度の紹介、野洲市障がい者自立支援課職員の田中達男様より、野洲市の障害者相談状況や制度の利用援助活動報告、草津市社会福祉協議会職員の西本修様より、草津市の地域福祉権利擁護事業の利用状況を、また保護者を代表して角谷美喜子様より、制度利用に向けてのお考えなど貴重なお話をいただきました。

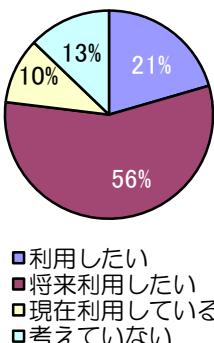
会場からは、「後見人には誰が適しているか」「制度利用にあたって行政の支援は?」など熱心なご質問が寄せられ、権利擁護や成年後見制度に対する関心の高さを感じられました。もっと意見交換の時間が必要だったと反省しています。

アンケートの集計・結果

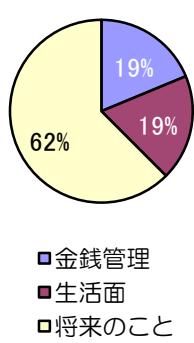
① 参加者の職種



② 制度の利用希望



③ 困っていること



参加者の職種から・・・

参加者の約半数が保護者や家族の方であり、制度に対する関心が高いことや、シンポジストに同じ立場の保護者に登壇いただいたことにより、身近なシンポジウムと感じていただいた結果のようです。また、行政職員の方も多く湖南圏域外からも参加いただきました。

制度の利用希望では・・・

利用したい、将来利用したいと答えた方が圧倒的に多く、親が高齢や病気等になった時に利用したいと希望されています。「親が元気な時から後見利用」の啓蒙が今後の課題です。

困っていること・・・

現在、金銭管理や生活面で困っておられる方が約4割もおられます。地域福祉権利擁護事業などの身近なサービス利用をいただきたいですね。

Q&A コーナー



10月5日開催の講演会＆シンポジウムの参加者からお寄せいただきましたご質問にお応えするコーナーを設けました。シリーズで掲載の予定です。今回は身上監護についてです。

Q：身上監護についてどこまでやれるのか？

A：身上監護とは、本人の生活に必要な判断（契約）を行うことで、次のようなことを行います。
①本人の生活に必要な物品を購入するための発注や契約を行うなどして、生活の基盤を支援します。（生活維持、向上の支援）
②本人の住居を確保したり、その管理（賃貸借契約、修理の依頼など）を行うことで生活の安定を支援します。（生活場所確保の支援）
③本人の心身の状態によって福祉、医療、保健等のサービスの活用が必要な場合や本人の生活の質を高めるため教育機会等を保障することが必要な場合、これらを有効に利用することができるよう、利用手続きや契約、利用料金の支払いなどの支援を行います。（福祉、医療、保健、教育活用保障の支援）

④これらを行うために必要な情報の収集、整理、本人の意向確認、契約の履行状況の確認等を行います。（法律行為に付随する事実行為）
後見人は上記のような方法で本人を支援しますが、実際の世話（事実行為）は行いません。もっとも、後見開始前は判断と世話の両方を家族が行うこともあったでしょう。その意味で開始後に不便さや煩わしさを感じるかもしれません、後見人の過度の負担を防ぎ、また、独占的な介入を避けるためにも、制度はあえて両者を区別しています。
実際の世話（サービス）を行う事業者等に、本人の希望や支援内容を具体的に説明するなどして、きめ細やかな連携を取り合うことが身上監護のポイントになりそうです。



Q：身上監護の具体例を紹介してほしい

A：「もだま」が法人後見人としてMさんにかかわっている事例を紹介します。
Mさん（知的障害者）は現在ケアホームに入所中です。幼い頃に生き別れたお母さんが最近亡くなられ、遺産が少しあることが判明しました。父親・兄弟も既に亡くなっており、Mさんが唯一の相続人になります。このことがきっかけとなり、行政や施設、関係者でMさんの支援のあり方について検討し、成年後見制度の申立てを行い、後見人にもだまが選任されました。

Mさんのケースでは、もだまは最初の相談段階から申立てに至るまでの過程において、Mさんを「知る」ための関わりを深めてきました。正式に後見人に選任された今、後見人の関わり方について施設とMさんに相談しています。具体的には、施設の行事への参加や定期的な訪問を行い、心身の状態やケアホームでの生活の見守り、Mさんが希望する作業所への通所実現の支援など、Mさんの自己実現に向け支援していくと考えています。



もだまの活動報告

4月に事務所をオープンして以来、早くも7ヶ月となりました。お陰様で会員数も昨年の60名から81名となり、もだまを応援してくださる方が増えつつあり大変嬉しく思っています。

後見活動では、7月に初めて1名、10月に2名の方の後見人に選任されました。そして現在、1名の方の申立て中で、年内に4名の方の後見人となる見込みです。また、相談も徐々に寄せられており、もだまが着々と地域に根づいてきていることを感じています。

このような状況のなかで、来年度のもだまの運営における財政支援を県・4市にお願いしており、現在、協議中であります。経済不況のおり大変厳しい状況にありますが、もだま継続のためには行政の支援は不可欠です。是非とも皆さんのお声を行政に届けていただきたいと思います。